

六ヶ所村郵便入札実施要領

制定 平成 23 年 4 月 15 日訓令第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、六ヶ所村が発注する郵便による入札（以下「郵便入札」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(公告)

第 2 条 村長は、郵便入札に付する建設工事（以下「対象工事」という。）の入札公告については、六ヶ所村財務規則（昭和 60 年 5 月 30 日規則第 4 号。以下「財務規則」という。）第 140 条第 11 号のその他必要な事項として、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 入札書の郵送方法
- (2) 入札書の到着期限
- (3) 入札書の送付先
- (4) 入札回数及び落札者が決定しなかった場合の手続き
- (5) 郵便入札の条件に反した入札書を無効とする旨
- (6) その他必要と認める事項

(入札書の提出)

第 3 条 入札書は、指定する入札書に必要な事項を記入し、入札者の記名押印をした上で、入札価格決定の根拠となった積算金額の内訳書（以下「内訳書」という。）とともに、指定する入札書到着期限までに郵送により提出しなければならない。

- 2 郵送の方法は、一般書留又は簡易書留のいずれかによるものとする。
- 3 入札書は封筒に入れ封印し、表側に工事番号、工事名、入札日及び入札者名を記載した上で、入札書を郵送する封筒に入れなければならない。
- 4 入札書を郵送する封筒は、表側に工事名、入札日及び「入札書在中」の文言を記載するとともに、裏側に差出人住所及び差出人名を記載し、封印しなければならない。
- 5 郵送した入札書の差替え又は撤回、は認めないものとする。
- 6 入札書郵送後においても、入札執行（開札）までの間は、入札辞退を認めるものとし、入札を辞退する者は辞退届（様式第 1 号）を六ヶ所村財政課へ持参するものとする。

(入札の執行)

第 4 条 入札の執行回数は 1 回とし、落札者がいないときは、入札を不調とする。

- 2 落札者に対する連絡は入札執行後速やかに、電話により行うものとする。

(入札の立会い)

第5条 村長は、入札参加資格者の中から2人を入札立会人として立ち合わせなければならない。

2 前項の立会人は、入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)の審査の終了後において、入札参加資格者の申請書に受付順に通し番号を付し、次の表のとおり入札参加資格者数の区分に応じた受付順番号に該当する者(法人にあっては代表者又はその代理人)を選任する。

| 入札参加資格者数 | 番 号 |
|------------|------|
| 3人以下 | 1、2 |
| 4人以上10人以下 | 2、4 |
| 11人以上20人以下 | 3、11 |
| 21人以上 | 4、21 |

3 前項の規定により選任された立会人には、入札立会依頼書(様式第2号)により立会いを依頼するものとする。

4 立会人は、入札前に入札立会人名簿に署名するものとする。

5 予定された立会人が当該入札に立ち会わなくなったときには、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

6 事後審査方式による簡易型一般競争入札(以下「事後審査方式」という。)による入札の立会人に関する第1項及び第2項の適用については、第1項中「入札参加資格者」とあるのは「入札参加申請者」と、第2項中「入札参加資格確認申請書」とあるのは「入札参加申請書」と、「審査の終了後」とあるのは「受付終了後」と、「入札参加資格者」とあるのは「入札参加申請者」と読み替えるものとする。

(同価格入札の取扱い)

第6条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじを引かせて、落札者を決定する。この場合において、当該入札者が当該入札の立会人として参加している場合はその者にくじを引かせ、参加していない場合は当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

2 事後審査方式による入札の場合における前項の規定の適用については、前項中「落札」とあるのは「落札候補」と、「落札者」とあるのは「落札候補者及び次の順位以降の者」と読み替えるものとする。

(無効の入札)

第7条 財務規則第154条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 一般書留又は簡易書留以外の方法で入札書を提出した入札
- (2) 入札書が到着期限を過ぎて到着した入札
- (3) 入札書が郵送された封筒記載の工事名、入札日及び差出人名、入札書が封印された封筒記載の工事名、入札日及び入札者名並びに同封された入札書の工事名、入札日及び入札者名に相異なる入札
- (4) 入札書が郵送された封筒に工事名、入札日、差出人住所及び差出人名が記載されていない入札
- (5) 入札書が封印された封筒に工事番号、工事名、入札日及び入札者名が記載されていない入札
- (6) 指定する入札書以外に入札書を提出した入札
- (7) 工事番号、工事名、工事場所、入札日のいずれかの事項を誤記入した入札書を提出した入札
- (8) 内訳書が同封されていない入札

(その他)

第8条 郵便入札に関しこの要領に定めのない事項については別に定める。

附 則

この要領は、平成23年5月1日から実施する。

様式第1号

年 月 日

六ヶ所村長 様

住 所
名 称

入札辞退届

この度、下記工事の入札参加資格の確認を受けましたが、次の理由により入札を辞退します。

記

工事番号及び工事名：

開札予定期日：

事後審査方式にあっては「入札参加資格の確認を受け」を「入札参加申請を提出し」と読み替えること。

様式第2号

年 月 日

様

六ヶ所村長

印

入札立会依頼書

下記工事の入札立会人に貴社が選定されましたので、入札への立会いを依頼します。
入札立会いの際には、本依頼書を必ず持参してください。

記

- 1 入札日時 年 月 日 () 時 分
- 2 入札場所
- 3 工事番号
- 4 工事名

注 1 入札立会人は、貴社の正規社員の身分を有する方であればどなたでもかまいませんが、代表者以外の方が入札に立ち会う場合は、本依頼書のほかに委任状を必ず持参してください。

注 2 必ず上記入札時間に間に合うよう到来してください。